

改正

平成 6 年 3 月 28 日 条例第 21 号
平成 7 年 3 月 27 日 条例第 19 号
平成 9 年 3 月 27 日 条例第 38 号
平成 12 年 3 月 27 日 条例第 26 号
平成 13 年 3 月 23 日 条例第 37 号
平成 17 年 12 月 21 日 条例第 237 号
平成 18 年 12 月 22 日 条例第 82 号
平成 19 年 3 月 23 日 条例第 12 号
平成 23 年 12 月 20 日 条例第 48 号
平成 24 年 3 月 27 日 条例第 39 号
平成 24 年 12 月 26 日 条例第 81 号
平成 25 年 12 月 25 日 条例第 74 号
平成 26 年 4 月 1 日 用字用語整備施行
平成 27 年 9 月 29 日 条例第 57 号
平成 30 年 3 月 28 日 条例第 19 号

高松市図書館条例

高松市図書館条例（昭和 39 年 高松市 条例第 42 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 市民の知識及び教養の向上と市民文化の発展に寄与するため、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、高松市図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

（名称及び所在）

第 2 条 図書館の名称及び所在は、次のとおりとする。

（1） 中央図書館

名称	所在
高松市中央図書館	高松市昭和町一丁目 2 番 20 号

(2) 地域館

名称	所在
高松市夢みらい図書館	高松市松島町一丁目15番1号
高松市牟礼図書館	高松市牟礼町牟礼130番地2
高松市香川図書館	高松市香川町川東上1865番地13
高松市国分寺図書館	高松市国分寺町新居1298番地

2 前項に規定するもののほか、教育委員会（以下「委員会」という。）は、必要に応じて分室及び移動図書館を設置することができる。

（事業）

第3条 図書館は、第1条に規定する図書館の設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1） 資料（図書、記録、視聴覚資料その他必要な資料をいう。以下同じ。）を収集し、整理し、保存し、及び一般公衆の利用に供すること。
- （2） 資料の利用相談その他参考調査の依頼に応ずること。
- （3） 他の図書館と連絡し、協力し、及び資料の相互貸借を行うこと。
- （4） 講演会、講習会、展示会等を開催し、及びその奨励を行うこと。
- （5） 図書館の施設・設備等（以下「施設等」という。）を法第3条に規定する図書館奉仕に関する集会、展示等（中央図書館の視聴覚ホール及び高松市牟礼図書館の多目的ホール（以下「視聴覚ホール等」という。）にあっては、文化に関するものを含む。）のために一般公衆の利用に供すること。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、図書館の設置目的を達成するために必要な事業

2 中央図書館は、前項に規定する事業のほか、次に掲げる事項を実施する。

- （1） 図書館の運営に関する企画及び立案を行うこと。
- （2） 地域館の事務の総括を行うこと。
- （3） 分室及び移動図書館の運営を行うこと。

（図書館の入館料等）

第4条 図書館の利用については、これを無料とする。ただし、視聴覚ホール等を使用する場合は、この限りでない。

（視聴覚ホール等の使用許可）

第5条 視聴覚ホール等を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならな

い。許可された事項を変更する場合も、同様とする。

2 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、視聴覚ホール等の使用を許可しない。

- (1) 図書館の設置目的に反する使用をするおそれがあると認められるとき。
- (2) 図書館内の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他図書館の管理上支障があると認められるとき。

3 委員会は、図書館の管理上必要があると認めるときは、使用許可に条件を付し、又は使用許可後において使用許可を取り消し、若しくは変更することができる。

(視聴覚ホール等の使用料)

第6条 前条の規定により視聴覚ホール等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）のうち、使用料の納付が必要な者は、別表第1に規定する使用料を当該許可の際に前納しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が使用する場合又は委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、委員会が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

3 市長は、委員会において特別の理由があると認めるときは、第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用の制限)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 秩序を乱し、若しくは公益を害し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 資料又は施設等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) その他図書館の管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第8条 図書館の入館者又は使用者が、自己の責めに帰すべき理由により、資料又は施設等を損傷し、又は滅失したときは、委員会の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(駐車場の使用)

第9条 中央図書館その他委員会が定める施設に用務で来館した者は、立体駐車場又は平面駐車場（以下これらを「駐車場」という。）を使用することができる。

2 駐車場を使用する者は、別表第2に規定する使用料を出場の際に納付しなければならない。

- 3 市長は、委員会において特に必要があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(喫茶室の使用)

第10条 中央図書館内の喫茶室の使用については、高松市美術館条例（昭和63年高松市条例第10号）第17条の規定を適用する。

(協議会の設置)

第11条 法第14条第1項の規定により、高松市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員13人以内で組織する。

3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験のある者

(4) 前3号に掲げる者のほか、委員会が必要と認める者

4 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 協議会の庶務は、中央図書館において行う。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成4年11月3日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に用いられている高松市立図書館の名称等の表示は、この条例に基づく表示とみなす。

3 この条例の施行の際現に委嘱されている高松市立図書館協議会の委員は、その任期が満了するまでの間、この条例の規定による協議会の委員とみなす。

(準備行為)

4 図書館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成6年3月28日条例第21号）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用を許可されている者に係る既納の使用料又はこの条例の施行の日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月27日条例第19号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成9年3月27日条例第38号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用を許可されている者に係る既納の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月27日条例第26号）

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
ただし、第7条の次に1条を加える改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日条例第37号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用を許可されている者に係る既納の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月21日条例第237号）

この条例は、平成18年1月10日から施行する。ただし、別表第1第3項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月22日条例第82号）

- 1 この条例は、平成19年4月28日から施行する。ただし、次項の規定は、同月1日から施行する。
- 2 高松市香川図書館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成19年3月23日条例第12号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月20日条例第48号）

この条例は、平成24年3月12日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第39号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日条例第81号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の日前に第3条の規定による廃止前の高松市公民館条例又は同条例に基づく教育委員会規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為で、同日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るもの並びに第2条の規定による改正後の高松市図書館条例第3条第5号に規定する高松市牟礼図書館多目的ホールに係るものは、第1条の規定による改正後の高松市地域交流会館条例及び同条例に基づく規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為並びに第2条の規定による改正後の高松市図書館条例及び同条例に基づく教育委員会規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成25年12月25日条例第74号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用を許可されている者に係る既納の使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年9月29日条例第57号)

この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成28年高松市規則第43号により、平成28年11月23日から施行)

附 則 (平成30年3月28日条例第19号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 視聴覚ホール等使用料 (第6条関係)

1 高松市中央図書館視聴覚ホール

(1) ホール使用料

	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
使用単位	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
使用料	11,470円	16,290円	16,290円	27,760円	32,580円	39,770円

備考

- 1 使用者が、営利を目的として使用するとき、又は入場料若しくはこれに類するものを徴収するときの使用料は、この表に規定する額の3倍の額とする。
- 2 申込時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、超過時間又は繰上時間1時間につき、別に全日の使用料の10分の1の額を徴収する。この場合、30分を超える端数については、1時間とみなす。
- 3 使用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。

(2) 冷暖房装置使用料

使用料	ホール使用料の2分の1の額
-----	---------------

備考 使用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。

(3) 附属設備及び器具使用料

種別	区分	品名	単位	使用料
照明装置		スポットライト 1KW	1台	円 650
音響装置		拡声装置（マイク2本付き）	1式	6,530
		ステレオスピーカー	1式	1,300
		ワイヤレスマイク	1本	650
		マイクロホン	1本	650
		テープレコーダー	1台	1,300
		コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,300
		デジタルオーディオテーププレーヤー	1台	1,300
		ミニディスクプレーヤー	1台	1,300
楽器		グランドピアノ	1台	7,830

備考 この表に規定する使用料の額は、ホールの使用単位の1区分当たりの額とする。

2 高松市牟礼図書館多目的ホール

(1) ホール使用料

	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
使用単位	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時	午後6時から午後10時	午前9時から午後5時	午後1時から午後10時	午前9時から午後10時

		まで	まで	まで	まで	まで
使用料	10,280円	14,400円	15,420円	24,680円	29,820円	40,100円

備考

- 1 使用者が、営利を目的として使用するとき、又は入場料若しくはこれに類するものを徴収するときの使用料は、この表に規定する額の3倍の額とする。
- 2 使用者が、準備、撤去又は練習のために多目的ホールの舞台のみを使用する場合の使用料は、この表に規定する多目的ホールの使用料の10分の1の額とする。
- 3 申込時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、超過時間又は繰上時間1時間につき、別に全日の使用料の10分の1の額を徴収する。この場合、30分を超える端数については、1時間とみなす。
- 4 使用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。

(2) 冷暖房装置使用料

区分	単位	使用料
冷暖房	1 時間	3,080円

備考 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数時間は、1時間とみなす。

(3) 器具使用料

品名	単位	使用料
グランドピアノ	1 台	3,080円

備考 この表に規定する使用料の額は、ホールの使用単位の1区分当たりの額とする。

別表第2 駐車場使用料（第9条関係）

使用料	駐車時間25分間までごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額。 ただし、中央図書館その他委員会が定める施設に用務で来館した旨の確認を受けた者が駐車する場合は、最初の1時間までは無料とする。 (1) 普通自動車 100円 (2) バス 420円
-----	---